生産部会・出荷組合 規約

第1章　総則

第1条（名称と事務局）

この会は、＿＿＿＿＿＿（以下「部会」という。）という。部会の事務局は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に置く。

第2条（目的）

部会は、次のことを目的とする。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第3条（事業）

部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ＿＿＿＿＿＿
2. ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
3. ＿＿＿＿＿＿
4. ＿＿＿＿＿＿
5. ＿＿＿＿＿＿
6. その他、部会の目的を達成するために必要な事業

第2章　部会員

第4条（部会員の資格）

部会員は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とする。

第5条（加入と脱退）

1. 部会に加入しようとする者は、加入届を事務局に提出し、＿＿＿＿＿＿の承認を得て部会員となる。
2. 部会員は、事務局に届け出て、いつでも脱退することができる。脱退した年度の部会費は返さない。

第6条（除名）

　部会員が次のいずれかに当たるときは、総会の議決により除名することができる。この場合、あらかじめ本人に通知し、総会で弁明する機会を与える。

1　部会の名誉を著しく傷つけたとき

2　規約に違反し、注意を受けても改めないとき

※「全量を出荷しないこと」「ほかの出荷先を使うこと」は除名の理由にしません。

第3章　役員

第7条（役員と任期）

1　部会に、次の役員を置く。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿。

2　役員の任期は＿＿＿＿＿＿とし、再任を妨げない。

第8条（役員の選任と職務）

1　役員は、総会で部会員の中から選ぶ。

2　部会長は部会を代表し、副部会長は部会長を補佐する。

3　会計は帳簿を整え、部会の収支を管理する。

4　監事は会計と業務を監査し、その結果を総会に報告する。

第4章　会議

第9条（総会）

1　定期総会は＿＿＿＿＿＿に部会長が招集する。

2　部会長が必要と認めたとき、または部会員の＿＿＿＿＿＿から請求があったときは、臨時総会を開く。

第10条（総会の成立と議決）

1　総会は、＿＿＿＿＿＿の出席で成立する。委任状または書面で議決権を行使した者は、出席したものとみなす。

2　議事は出席者の過半数で決め、可否同数のときは議長が決める。

第11条（総会で議決する事項）

　次の事項は、総会の議決を経なければならない。

1　事業計画と予算

2　事業報告と決算

3　役員の選任

4　部会費の額

5　規約の変更

6　部会員の除名

7　その他、部会の運営に関する重要な事項

第12条（役員会）

役員会は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿で構成し、総会に出す議案、加入の承認、出荷計画を話し合う。

第5章　会計

第13条（部会費と経費）

部会費は＿＿＿＿＿＿とし、＿＿＿＿＿＿までに納める。部会の経費は、部会費・助成金・その他の収入でまかなう。

第14条（会計年度と監査）

部会の会計年度は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とする。会計は部会名義の通帳と帳簿で収支を明らかにし、監事の監査を受けて総会で報告する。

第6章　出荷

第15条（出荷のルール）

1　部会で出荷するときは、部会で決めた出荷規格・荷姿・出荷日に従う。

2　部会員は、出荷する品目の生産履歴（農薬・肥料の使用記録）を記帳し、求めに応じて事務局に提出する。

3　出荷先の選択は、部会員の自由とする。

第16条（規約違反への対応）

部会員が出荷規格や生産履歴の記帳を守らないときは、役員会で注意し、改めるまでその出荷を部会の出荷から外すことができる。

第7章　雑則

第17条（規約の変更と細則）

　この規約の変更は、総会の議決による。この規約に定めのない事項は、役員会で細則として定め、総会に報告する。

附則

　この規約は、＿＿＿＿＿＿から施行する。

※ 改正したときは、「この規約は、〇年〇月〇日に改正し、同日から施行する。」と附則に書き足します。

部会員名簿

番号	氏名	住所・連絡先	支部・班	品目・作付面積	加入日	脱退日	備考（役職など）

番号	氏名	住所・連絡先	支部・班	品目・作付面積	加入日	脱退日	備考（役職など）

規約を決める前の確認表

総会に諮る前に、役員で次の点を確かめる。確認した日 ＿＿＿＿＿＿

確かめること	理由	確認
目的・資格・加入・脱退・役員・総会・会計が書いてあるか	運営で揉めやすいところ。任意団体の規約に最低限入れる項目	
脱退の手続が簡単で、不当な制約がないか	やめたい人をやめさせない定めは、トラブルのもとになる	
全量出荷や、特定の出荷先の利用を、加入・出荷・除名の条件にしていないか	農協法10条の2・独占禁止法に抵触するおそれ（農林水産省）	
共同利用施設や資材の購入と、出荷をセットにしていないか	施設の利用に販売事業の利用を条件にする行為は違法となるおそれ（公正取引委員会の指針）	
除名の前に、本人への通知と弁明の機会があるか	一方的な除名を防ぐ	
総会の成立条件と、委任状・書面の扱いが書いてあるか	出席者の数え方で総会が成立したか争いになりやすい	
部会費の額と、使いみち・監査の方法が決まっているか	会計を部会員に説明できるようにする	
規約の変更を総会で決めることになっているか	役員だけで規約を変えない	